

平成28年度アジア情報研修

実習① 韓国の諸制度を調べる

平成28年11月24日(木)

国立国会図書館関西館

アジア情報課 田中 福太郎

福山 潤三

実習① 韓国の諸制度を調べる

本日の内容

- 1 基本的な調査方法 (15分)
- 2 事前課題の解説
韓国で、自動運転車は公道を走行できるか (30分)
- 3 当日実習 韓国の障害者義務雇用制度 (75分)
(実習30分+グループ発表・解説45分)

1 基本的な調査方法

- 各国の諸制度

法令やそれに基づく行政規則などで定められている

⇒政府機関の情報を調べる

- 2つのステップを踏んで調べる方法を紹介

ステップ① 日本語資料・情報の調査

ステップ② 朝鮮語資料・情報の調査

※統計情報については、明日の実習で扱います

1 基本的な調査方法

- 日本語資料・情報だけ調べれば十分では？
 - ✓ 確かに、日本語で相当確度の高いと思われる情報（法令の全訳、制度の詳細な解説など）が得られることがある
 - ✓ しかし、法令や組織は頻繁に改正される可能性がある
 - ⇒ いくら日本語で詳しい情報があっても、安心できない
- 朝鮮語資料・情報だけ調べれば十分では？
 - ✓ 朝鮮語に自信のある人は、初めから朝鮮語で調査してよい
 - ✓ しかし、基礎知識がないと、調査が非効率・不十分になる可能性がある
 - ⇒ いきなり「朝鮮語の海に飛び込む」のは、リスクもある

1 基本的な調査方法

ステップ① 日本語資料・情報の調査

- まずインターネットや図書館資料の検索システム(OPAC)等を検索
- 法制度や組織などを解説している日本語情報を探す
- ✓ 内容が分かりやすく、法令、条文、関連組織名や情報源の出典が明記してある資料・情報がよい
- ✓ 公的機関やシンクタンクのウェブサイトや刊行物は比較的信頼できる
☞リサーチ・ナビ「アジア諸国の情報をさがす」(<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/index.php>)
- 概要把握だけでなく、朝鮮語の一次情報を調べる手がかりをさがす
- ✓ 朝鮮語情報の検索に必要な法令名や、関連機関名を特定できる場合も

1 基本的な調査方法

ステップ② 朝鮮語資料・情報の調査

- 日本語表記をもとに、法令名などの朝鮮語表記を特定する
 - ✓ 朝鮮語は、日本語と文法・語彙が似ているため、機械翻訳も有効
- (1) ブラウザの翻訳機能
 - ✓ 例) Google Chrome: 画面上で右クリック>「日本語に翻訳」
- (2) 翻訳サイト
 - ✓ 例) 「AsiaLinks > 韓国 > 言語・辞書」の「翻訳サイト」
(<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/dic-kor.php>)

1 基本的な調査方法

ステップ② 朝鮮語資料・情報の調査

- 朝鮮語の法令原文や政府サイトを探す
 - ✓ 「アジア諸国の情報をさがす」のAsiaLinksなどからたどる
- 複数のアプローチを試みる
 - ✓ 政府情報であっても、掲載が遅れる場合等があることを考慮する
 - ✓ 民間のサイトの方が分かりやすいヒントを得られる場合もある
- 当該制度を説明している部分を、原文で確認する
 - ✓ 法令、行政規則、各種基準、政府機関の組織・任務など
 - ✓ 正確に翻訳できなくても、利用者への案内や、後日調査の際に役立つ

1 基本的な調査方法

調査上の注意

- 英語版がある場合は、朝鮮語とあわせて参照可能
- ✓ ただし、内容が少ない・古い場合がある
- ✓ なお、日本語版サイトは、韓国の公的機関にはほとんどない
- 韓国特有のhwp形式のファイルは、対応する専用ビューアが必要
☞ http://www.hancom.com/cs_center/csDownload.do でダウンロード可能(無料)
- 法令を読んでも十分に制度の詳細が分からない場合は
さらに、朝鮮語の文献(法令の逐条解説書など)を参照する



(※今回は取りあげません)

2. 事前課題

韓国では、自動運転車は公道を走行できるか

ステップ1
日本語

- 参考情報を探す
- 法令の名称を特定する

ステップ2
朝鮮語

- 法令を入手する
- 根拠法令の条文を確認する

まとめ

- 解答・まとめ

2. 1. 日本語情報

(1-1)参考情報を探す(インターネット情報)

- 検索サイトで、「韓国 自動運転車」
- →「年内にも「自動運転車」が韓国都心を走行」(ハンギョレ 日本版 2016.5.18)
(<http://japan.hani.co.kr/arti/economy/24182.html>)
- 「韓国政府が自律走行(self-driving)自動車の試験運行区間を、市街地を含め全国に拡大することにした」

2. 1. 日本語情報

(1-1)参考情報を探す(インターネット情報)

- 検索サイトで、「韓国 自動運転車 公道」
- →「ヒュンダイ、自動運転車の公道走行試験の認可を取得…韓国初」(レスポンス 2016.3.10)
(<http://response.jp/article/2016/03/10/271319.html>)
- 「韓国で2月12日、自動運転車の公道走行試験に必要な安全要件を示した「自動車管理法」の改正案が施行された」

2. 1. 日本語情報

(1-1)参考情報を探す(インターネット情報)

- 検索サイトで、「韓国 自動車管理法」
- →「自動車管理法」(韓国Web六法(一部改正1999. 4. 15法律第5968号))

(<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/jidousyakanri.html>)

2. 1. 日本語情報

(1-2) 参考情報を探す(図書館資料)

- NDL-OPAC、リサーチ・ナビなどのデータベースで調べる

ステップ1
日本語

- 参考情報を探す
- 法令の名称を特定する

ステップ2
朝鮮語

- 法令を入手する
- 根拠法令の条文を確認する

まとめ

- 解答・まとめ

2. 2. 朝鮮語情報

(2-1) 法令を入手する

■ リサーチ・ナビ「AsiaLinks」

<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/asialinks.php>

- 国立国会図書館が作成
- 公的機関や有用なサイトへのリンク集を収録

- 国別・カテゴリ別に探せる
- 正確な名が分からないときに便利
- 機関名の和訳および英語名称も併記

AsiaLinks -アジア関係リンク集-			
更新日: 2015年5月29日			
機関から探す	国・地域から探す		テーマから探す
政府機関など	アジア全般		書誌・所蔵 出版情報 雑誌記事・論文 学位論文 新聞記事 法律 政府刊行物 ビジネス・企業情報 統計 人物 民族・歴史・宗教 地名・地図 規格・特許 科学技術一般 芸術・文学 言語・辞書 写真 観光
国際機関 立法機関 行政機関 司法 政党 大使館 地方自治体	東アジア 韓国 北朝鮮 中国 香港・マカオ 台湾 モンゴル	南アジア バキスタン インド バングラデシュ スリランカ アフガニスタン ネパール モルディブ ブータン	中東・北アフリカ トルコ キプロス イスラエル イラン エジプト シリア レバノン ヨルダン イラク サウジアラビア クウェート イエメン オマーン バーレーン カタール アラブ首長国連
文化施設 図書館 博物館・美術館	東南アジア フィリピン インドネシア 東ティモール マレーシア シンガポール ブルネイ ベトナム カンボジア	中央アジア ジョージア(グルジア) アルメニア アゼルバイジャン カザフスタン	
学術機関・団体 大学 研究機関 学会 各種機関・団体			

2. 2. 朝鮮語情報

(2-1) 法令を入手する

- AsiaLinks > 法律: 大韓民国(韓国)・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)
<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/law-kor.php>

- 法令データベースを中心に韓国・北朝鮮の法律に関するウェブサイトを紹介
⇒ 公的機関のサイトなどで最新の法令を確認することができる

アジア情報室 の利用案内	所蔵資料 の概要	アジア情報の 調べ方案内	AsiaLinks	アジア情報機関 ダイレクトリー	刊行物	アジア情報室 の活動
-----------------	-------------	-----------------	-----------	--------------------	-----	---------------

法律: 大韓民国(韓国)・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)

更新日: 2016年11月 2日

Legal Information : South Korea & North Korea [Index](#)

法令、判例の検索ができるサイトを以下に紹介します。

韓国 / South Korea

- ▶ [국가법령정보센터【国家法令情報センター】 / National Law Information Center](#) [\(朝・英\)](#)
法制処が運営。現行法令、沿革法令、判例、行政規則等の検索、閲覧や近代法令の閲覧が可能。自治法規(条例)も検索できる。

そのほか、立法府、司法府でも、それぞれ法律系のデータベースを提供しています。いずれも法令・判例等の検索が可能です。

- ▶ [법률지식정보시스템【法律知識情報システム】](#) [\(朝\)](#)
大韓民国国会が運営。現行法令の検索が可能。議案情報、会議録等、国会関係情報源へのリンクも提供。
- ▶ [종합법률정보【総合法律情報】](#) [\(朝\)](#)
大韓民国法院(裁判所)が運営。判例、法令、文献情報、規則・例規・先例情報検索。
- ▶ [헌법재판소【憲法裁判所】 / Constitutional Court of the Republic of Korea](#) [\(朝\)](#)
憲法裁判情報 > [판례【判例】](#) [\(朝\)](#) から、憲法裁判所における判例等が検索可能。

2. 2. 朝鮮語情報

(2-1) 法令を入手する

- 国家法令情報センター (<http://www.law.go.kr/main.html>) で「자동차 관리법」と入力(またはコピー)して検索

The screenshot shows the homepage of the National Law Information Center (국가법령정보센터). The search bar is highlighted with a red box. The search bar contains the text "검색어를 입력하세요." and a search icon. Below the search bar, there is a dropdown menu with the following options: 통합검색, 법령/자치법규, 현행법령, 연혁법령, 영문법령, 행정규칙, 자치법규, 발표서식, 조약, 판례, 현재결정례, 법령해석례, 행정심판례, 생활법령, and 대전광역시. The main content area displays a table of laws and regulations, including the "자동차 관리법" (Motor Vehicle Management Act) which is highlighted in blue.

기관별	법령	행정규칙	판례	자치법규	자치법규 위임 법령	규제 관련 법령
중앙부처						
고용노동부	세					
교육부	부					
국방부	대					
국토교통부	인					
기획재정부	관					
농림축산식품부	대전광역시					

2. 2. 朝鮮語情報

(2-1) 法令を入手する

- 関係法令名「自動車管理法」を翻訳サイトにかけてみる。

例: google 翻訳 (<https://translate.google.co.jp/>)

→「자동차관리법」



2. 2. 朝鮮語情報

※参考: Google Chromeの活用

The screenshot shows the website '국가법령정보센터' (National Law Information Center) with a search for '자동차관리법'. The search results table is as follows:

번호	법령명	공포일자	법령종류	공포번호	시행일자	제정·개정구분	소관부처
1	자동차관리법	2015.8.11.	법률	제13486호	2016.8.12.	일부개정	국토교통부
2	자동차관리법 시행령	2016.1.6.	대통령령	제26869호	2016.8.12.	일부개정	국토교통부
3	자동차관리법 시행규칙	2016.9.7.	국토교통부령	제359호	2016.9.7.	일부개정	국토교통부
4	자동차관리법 제21조제2항 등의 규정에 따른 행정처분의 기준과 절차에 관한 규칙	2016.9.7.	국토교통부령	제360호	2016.9.7.	일부개정	국토교통부

2. 2. 朝鮮語情報

※参考: Google Chromeの活用

The screenshot shows the National Law Information Center (국가법령정보센터) website. The search bar contains '자동차관리법' (Vehicle Management Act). The search results show 4 items (1/1) related to the law. A red box highlights the Google Chrome translation bar at the top, which indicates that the page was translated from Korean to Japanese.

번호	法令名	공포日付	法令種類	공포番号	施行日	制定·改正区分	所管省庁
1	自動車管理法	2015.8.11.	法律	第13486号	2016.8.12.	一部改正	国土交通省
2	自動車管理法施行令	2016.1.6.	大統領令	第26869号	2016.8.12.	一部改正	国土交通省
3	自動車管理法施行規則	2016.9.7.	国土交通部令	第359号	2016.9.7.	一部改正	国土交通省
4	自動車管理法 第21条第2項等の規定による行政処分の基準及び手続に関する規則	2016.9.7.	国土交通部令	第360号	2016.9.7.	一部改正	国土交通省

2. 2. 朝鮮語情報

(2-1) 法令を入手する

- 「自動車管理法」「自動車管理法施行令」（大統領令）「自動車管理法施行規則」（国土交通部令）がヒット。

도움말 | 통합검색 | 법령용어 | 즐겨찾기 | 조회법령순위 | 화면 + | - | 신뢰할 수 있는 법제처 | 국가법령정보센터 | 자동차관리법 | Q 검색 | ? | 생활법령 | ENGLISH | 로그인 | 마이페이지 | 오류문의

법령 | 행정규칙 | 자치법규 | 판례·해석례등 | 발표·서식 | 학칙·규정 | 법령기타

통합검색 | 분류검색

법령·자치법규(법령명) | 법령·자치법규(본문내용) | 법령·자치법규(조문제목) | 현행법령 | 자치법규 | 행정규칙 | 판례 | 현재결정례 | 법령해석례 | 행정심판례 | 조약

번호	법령명	공포일자	법령종류	공포번호	시행일자	제정·개정구분	소관부처
번호	法令名	公布日	法律の種類	公布番号	施行日	制定·改正区分	所管部処
1	자동차관리법	2015.8.11.	법률				국토교통부
2	자동차관리법 시행령	2016.1.6.	대통령령				국토교통부
3	자동차관리법 시행규칙	2016.9.7.	국토교통부령				국토교통부
4	자동차관리법 제21조제2항 등의 규정에 따른 행정처분의 기준과 절차에 관한 규칙	2016.9.7.	국토교통부령				국토교통부

法律(〇〇法)
大統領令(〇〇法施行令)
国土交通部令(〇〇法施行規則)

1

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

The screenshot shows the website of the National Law Information Center (국가법령정보센터). The search bar contains '자동차관리법' (Motor Vehicle Act). The navigation menu includes '법령' (Laws), '행정규칙' (Administrative Rules), '자치법규' (Local Ordinances), '판례·해석례등' (Cases and Interpretations), '별표·서식' (Annexes and Forms), '학칙·규정' (School Rules and Regulations), and '법령기타' (Other Laws). The search results for '자동차관리법' are displayed, with the first result selected. The text of Article 2 (Definition) is shown, detailing the meaning of '자동차' (motor vehicle) as used in the law. The text is in Korean and includes several amendments. The specific definition of '自律走行자동차' (autonomous driving vehicle) is highlighted with a red box.

1. 자동차관리법 [시행 2016.8.12.] [법률 제13486호, 2015.8.11.]

2. 자동차관리법 시행령 [시행 2016.8.12.] [대통령령 제26869호, 2015.8.11.]

3. 자동차관리법 시행규칙 [시행 2016.9.7.] [국토교통부령 제359호, 2015.8.11.]

4. 자동차관리법 제21조제2항 등의 규정에 따른 자동차관리법 시행규칙 [시행 2016.9.7.] [국토교통부령 제360호, 2015.8.11.]

제2조(정의) 이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다. <개정 2011.5.24., 2012.12.18., 2013.3.23., 2014.1.7., 2015.8.11., 2016.1.28.>

1. "자동차"란 원동기에 의하여 육상에서 이동할 목적으로 제작한 용구 또는 이에 견인되어 육상을 이동할 목적으로 제작한 용구(이하 "피견인자동차"라 한다)를 말한다. 다만, 대통령령으로 정하는 것은 제외한다.

1의2. "원동기"라 자동차의 구동을 주목적으로 하는 내연기관이나 전동기 등 동력발생장치를 말한다.

1의3. "자율주행자동차"란 운전자 또는 승객의 조작 없이 자동차 스스로 운행이 가능한 자동차를 말한다.

第2条(定義)この法で使用する用語の意味は次の通り。 <改正2011.5.24.、2012.12.18.、2013.3.23.、2014.1.7.、2015.8.11.、2016.1.28. >

(略)

1の3.「自律走行自動車」とは、運転者または乗客の操作なしで自動車自らの運行が可能な自動車をいう。

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

The screenshot shows the website of the National Law Information Center (국가법령정보센터). The search bar contains '자동차관리법' (Road Traffic Act). The page displays the text of Article 27 (제27조(임시운행의 허가)). The text is in Korean and describes the requirements for a temporary driving permit. A red box highlights the phrase '자율주행자동차를 시험·연구 목적으로 운행하려는 자' (person operating an autonomous vehicle for testing/research purposes). The text also mentions that such persons are exempt from the usual requirements for a temporary driving permit, provided they meet safety conditions set by the Minister of Land, Infrastructure and Transport.

第27条(臨時運行の許可) ①自動車を登録せず、一時運行をしようとする者は、大統領令で定めるところにより、国土交通部長官又は市・道知事の臨時運行許可(以下「臨時運行許可」という。)を受けなければならない。ただし、自律走行車を試験・研究目的のために運行しようとする者は許可対象、故障感知および警報装置、機能無効装置、運行区域、運転者の遵守事項などに関連し、国土交通部令で定める安全運行要件を備えて国土交通部長官の臨時運行許可を受けなければならない。 <改正2013.3.23.、2015.8.11.>

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

도움말 | 통합검색 | 법령용어 | 즐겨찾기 | 조회법령순위 | 화면

신뢰할 수 있는 법제처
국가법령정보센터

자동차관리법

생결법령 ENGLISH 로그인 마이페이지 오류문의

법령 행정규칙 자치법규 판례·해석례등 별표·서식 학칙·규정 법령기타

현행법령 연혁법령 근대법령 영문법령 중문법령 최신법령 조약 상세검색 분류검색

법령명 법령본문 조문내용 조문제목 부칙 제정 개정문

1. 자동차관리법 [시행 2016.8.12.] [법률 제13486호, 2015.8.12.]

본문 제정·개정이유 연혁 **3단비교** 신규법비교 법령체계도 조례위임조문 위임조례

법령주소복사 법령용어 화면내검색 새창

조문 부칙

제27조(임시운행의 허가) ① 자동차를 등록하지 아니하고 일시 운행을 하려는 자는 대통령령으로 정하는 바에 따라 국토교통부장관 또는 시·도지사는 임시운행허가를 받아야 한다. <개정 2013.3.23., 2015.8.11.>

② 국토교통부장관 또는 시·도지사는 임시운행허가의 신청을 받은 경우에는 국토교통부령으로 정하는 바에 따라 이를 허가하고 임시운행허가증 및 임시운행허가번호판을 발급하여야 한다. 다만, 수출목적으로 운행구간을 정하여 임시운행 허가기간을 1일로 신청한 자의 요청이 있는 경우로서 임시운행허가번호판을 부착하지 아니하고 운행할 필요가 있다고 인정되는 때에는 이를 발급하지 아니할 수 있다. <개정 2011.5.24., 2013.3.23.>

③ 임시운행허가를 받은 자동차는 그 허가 목적 및 기간의 범위에서 임시운행허가증 및 임시운행허가번호판(제2항 단서의 경우는 제외한다)을 부착하여 운행하여야 한다. <개정 2011.5.24.>

④ 임시운행허가를 받은 자는 제3항의 기간이 만료된 경우에는 국토교통부령으로 정하는 기간 내에 임시운행허가증 및 임시운행허가번호판을 반납하여야 한다. <개정 2013.3.23.>

[전문개정 2009.2.6.]

本文／制定・改正理由／沿革／3段比較／新旧法比較／法令体系図／条例委任条文／委任条例

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

법령 - 자동차관리법 신뢰할 수 있는 법제처
국가법령정보센터

[본문](#)
[제정·개정이유](#)
[연혁](#)
[3단비교](#)
[신구법비교](#)
[법령체계도](#)
[조례위임조문](#)
[위임조례](#)
[법령주소복사](#)
[법령용어](#)
[화면내검색](#)
 새창

[위임행정규칙](#)
[3단비교\(법률기준\)](#)
[조문목록보기](#)

[자동차관리법](#)
[자동차관리법시행령](#)
[자동차관리법시행규칙](#)
법시행규칙) 3단비교

자동차관리법 기준 [법률 제13486호, 2015.8.11., 일부개정]	자동차관리법시행령 기준 [대통령령 제26869호, 2016.1.6., 일부개정]	자동차관리법시행규칙 기준 [국토교통부령 제371호, 2016.11.15., 일부개정]	위임행정규칙 달기
<p>제27조(임시운행의 허가) ① 자동차를 등록하지 아니하고 일시 운행을 하려는 자는 대통령령으로 정하는 바에 따라 국토교통부장관 또는 시·도지사의 임시운행허가(이하 "임시운행허가"라 한다)를 받아야 한다. 다만, 자율주행자동차를 시험·연구 목적으로 운행하려는 자는 허가대상, 고장감지 및 경고장치, 기능해제장치, 운행구역, 운전자 준수 사항 등과 관련하여 국토교통부령으로 정하는 안전운행요건을 갖추어 국토교통부장관의 임시운행허가를 받아야 한다. <개정 2013.3.23, 2015.8.11></p> <p>② 국토교통부장관 또는 시·도지사는 임시운행허가의 신청을 받은 경우에는 국토교통부령으로 정하는 바에 따라 이를 허가하고 임시운행허가증 및 임시운행허가번호판을 발급하여야 한다. 다만, 수출목적으로 운행구간을 정하여 임시운행허가기간을 1일로 신청한 자의 요청이 있는 경우</p>	<p>제7조(임시운행의 허가 등) ① 시·도지사는 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우에는 법 제27조제1항에 따른 임시운행허가를 할 수 있다. <개정 1999.7.29, 2001.6.29, 2002.12.31, 2006.5.30, 2008.9.25, 2009.3.27, 2010.2.5, 2013.3.23, 2015.5.1></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 법 제8조 및 제13조제8항·제10항에 따른 신규등록신청을 위하여 자동차를 운행하려는 경우 2. 법 제13조제1항제6호에 따라 수출하기 위하여 말소등록한 자동차를 점검·정비하거나 선적하기 위하여 운행하려는 경우 3. 법 제23조제3항에 따라 자동차의 차대번호 또는 원동기형식의 표기를 지우거나 그 표기를 받기 위하여 자동차를 운행하려는 경우 4. 법 제30조제1항 및 제3항에 따른 자동차자기인증에 필요한 시험 또는 확인을 받기 위하여 	<p>제26조(임시운행허가신청등) ① 법 제27조제1항에 따른 임시운행허가(이하 "임시운행허가"라 한다)를 받으려는 자는 별지 제16호서식의 임시운행허가신청서를 국토교통부장관(법 제27조제1항 단서에 따른 자율주행자동차의 임시운행허가만 해당한다. 이하 이 조 및 제29조에서 같다) 또는 시·도지사에게 제출하여야 한다. 이 경우 법 제27조제1항 단서 또는 「자동차관리법시행령」(이하 "영"이라 한다) 제7조제1항제11호에 따른 임시운행허가를 받으려는 자는 다음 각 호의 구분에 따른 서류를 함께 제출하여야 한다. <개정 2009.4.8, 2010.2.18, 2015.7.7, 2016.2.11></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 법 제27조제1항 단서에 따른 임시운행허가의 경우에는 다음 각 목의 서류 가. 시험·연구 계획서 나. 자율주행자동차의 구조 및 기능에 대한 	<p>자율주행자동차의 안전운행요건 및 시험 운행 등에 관한 규정</p>

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

自動車管理法施行規則 第26条の2(自律走行自動車の安全運行要件)

연계정보

자동생성한 정보입니다. 참고용으로 사용하시기 바랍니다.

1. 자동차관리법 시행규칙
[시행 2016.11.15.] [국토교통부령

제26조의2 자율주행자동차의 안

자동차관리법 시행규칙

[시행 2016.11.15.] [국토교통부령 제371호, 2016.11.15., 일부개정]

[전체조문보기](#)

제26조의2(자율주행자동차의 안전운행요건) ① 법 제27조제1항 단서에서 "국토교통부령으로 정하는 안전운행요건"이란 다음 각 호의 요건을 말한다.

<개정 2016.11.15>

1. 자율주행기능(운전자 또는 승객의 조작 없이 자동차 스스로 운행하는 기능을 말한다. 이하 이 조에서 같다)을 수행하는 장치에 고장이 발생한 경우 이를 감지하여 운전자에게 경고하는 장치를 갖출 것
2. 운행 중 언제든지 운전자가 자율주행기능을 해제할 수 있는 장치를 갖출 것
3. 어린이, 노인 및 장애인 등 교통약자의 보행 안전성 확보를 위하여 자율주행자동차의 운행을 제한할 필요가 있다고 국토교통부장관이 인정하여 고시한 구역에서는 자율주행기능을 사용하여 운행하지 아니할 것
4. 운행정보를 저장하고 저장된 정보를 확인할 수 있는 장치를 갖출 것
5. 자율주행자동차임을 확인할 수 있는 표지(標識)를 자동차 외부에 부착할 것
6. 자율주행기능을 수행하는 장치에 원격으로 접근·침입하는 행위를 방지하거나 대응하기 위한 기술이 적용되어 있을 것
7. 그 밖에 자율주행자동차의 안전운행을 위하여 필요한 사항으로서 국토교통부장관이 정하여 고시하는 사항

② 제26조제1항에 따라 자율주행자동차의 임시운행허가 신청을 받은 국토교통부장관은 법 제32조제3항에 따라 성능시험을 대행하는 자(이하 "성능시험대행자"라 한다)로 하여금 제1항에 따른 안전운행요건에 적합한지 여부를 확인하게 한 후 안전운행요건에 적합하다고 인정하는 경우 임시운행허가를 하여야 한다.

③ 제1항 및 제2항에 따른 안전운행요건의 확인에 필요한 세부사항은 국토교통부장관이 정하여 고시한다.

[본조신설 2016.2.11.]

신뢰할 수 있는 법제처
국가법령정보센터

검색

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

- 第26条の2(自律走行自動車の安全運行要件) ①法第27条第1項ただし書の「国土交通部令で定める安全運行要件」とは、次の各号の要件をいう。<改正2016.11.15.>
- 1.自律走行機能(運転手または乗客の操作なしで自動車が自ら運行する機能をいう。以下この条において同じ。)を行う装置に故障が発生した場合、これを感知して運転者に警告する装置を備えること
- 2.運行中いつでも運転者が自律走行機能を解除できる装置を備えること
- 3.子ども、老人および障害者等交通弱者の歩行の安全性確保のために自律走行自動車の運行を制限する必要があると国土交通部長官が認定し告示した区域では、自律走行機能を使用して運行しないこと
- 4.運行情報を保存し、保存された情報を確認できる装置を備えること
- 5.自律走行車であることを確認することができる標識を自動車の外部に付着すること
- 6.自律走行機能を実行する装置にリモートでアクセス・侵入する行為を防止したり、対応するための技術が適用されていること
- 7.その他、自律走行自動車の安全運行のために必要な事項として、国土交通部長官が定めて告示する事項
- ②第26条第1項の規定により自律走行自動車の臨時運行許可申請を受けた国土交通部長官は、法第32条第3項により性能試験を代行する者(以下「性能試験代行者」という。)をして、第1項の規定による安全運行要件に適合するかどうかを確認させた後、安全運行の要件に適合すると認めた場合臨時運行許可をしなければならない。
- ③第1項及び第2項の規定による安全運行要件の確認に必要な細部事項は、国土交通部長官が定めて告示する。[本条新設2016.2.11]

2. 2. 朝鮮語情報

(2-2) 根拠法令の条文を確認する

행정규칙 신뢰할 수 있는 법제처
국가법령정보센터

본문 | 제정·개정이유 | 연혁 | 관련법령 | 첨부파일 | 법령체계도 법령주소복사 | 법령용어 | 화면내검색 | 새창 | 漢 | 漢

자율주행자동차의 안전운행요건 및 시험운행 등에 관한 규정

[시행 2016.2.12.] [국토교통부고시 제2016-46호, 2016.2.11., 제정] 국토교통부(첨단자동차기술과), 044-201-3851

自律走行自動車の安全運行要件および試験運行等に関する規定 (国土交通部告示)

제1장 총 칙

■ **제1조(목적)** 이 규정은 「자동차관리법 시행규칙」 제26조의2제3항에 따른 자율주행자동차의 임시운행에 필요한 세부요건 및 확인방법 등 안전운행요건을 정함을 목적으로 한다.

■ **제2조(정의)** 이 규정에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다.

1. "운전조작"이란 운전 중 발생하는 작동(조향, 제동, 가·감속 및 자동차와 도로상황 파악)과 판단(주행 중 발생하는 상황에 대한 대응, 차선변경, 선회, 방향지시등의 조작 등)에 관련된 행위를 말하며, 목적지나 경로 설정은 포함하지 않는다.
2. "주행모드"란 고속도로 합류, 고속주행, 저속정체주행 등 특정한 운전조작 요건을 갖는 주행시나리오를 말한다.
3. "운전전환요구"란 시스템우선모드로 주행 중 자율주행시스템이 운전자에게 운전자우선모드로 전환하도록 알리는 신호를 말한다.
4. "자율주행시스템"이란 운전자의 적극적인 제어 없이 주변 상황 및 도로정보를 스스로 인지하고 판단하여 자동차의 가·감속, 제동 또는 조향장치를 제어하는 기능 및 장치를 말한다.
5. "운전자우선모드"란 자율주행자동차의 운전조작에 대한 권한이 운전자에게 부여된 자율주행시스템의 작동모드를 말한다.
6. "시스템우선모드"란 자율주행자동차의 운전조작에 대한 권한이 자율주행시스템에게 부여된 자율주행시스템의 작동모드를 말한다.
7. "동일 자율주행자동차"란 국토교통부장관이 고시한 「자동차 및 자동차부품의 인증 및 조사 등에 관한 규정」 별표 4 '자동차 제원관리번호 부여기준'에 따른 제원관

ステップ1
日本語

- 参考情報を探す
- 法令の名称を特定する

ステップ2
朝鮮語

- 法令を入手する
- 法令を読み解く

まとめ

- 解答・まとめ

2. 3. 解答・まとめ

- 自動運転車は、試験・研究目的のために運行する場合、国土交通部長官の臨時運行許可を受けなければならない（「自動車管理法」第27条第1項）
- 運行時は、国土交通部令で定められる「安全運行要件」を備えなければならない（「自動車管理法施行規則」第26条の2、「自律走行自動車の安全運行要件および試験運行等に関する規定」（国土交通部告示））

3. 当日実習

Q.以下の事項について、2016年11月現在の情報を調べてください。

1. 韓国の障害者義務雇用率
2. 障害者義務雇用率を達成できなかった場合に課せられる内容

3. 当日実習

参考 日本の障害者雇用率制度(一例)

■ 「障害者の雇用」厚生労働省ウェブサイト

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html)

- 「従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。
(障害者雇用促進法第43条第1項)」
- 「民間企業の法定雇用率は2.0%です。」

⇒「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」(最終改正:平成二八年三月三十一日政令第一四〇号)第九条

「法第四十三条第二項 に規定する障害者雇用率は、百分の二とする。」

ステップ1
日本語

- 参考情報を探す(インターネット情報、図書館資料)
- 関連法規・機関を探す

ステップ2
朝鮮語

- 検索キーワードを朝鮮語に翻訳する
- 雇用労働部のウェブサイトを見る
- 根拠法令の条文を確認する

まとめ

- 解答・まとめ

3. 1. 日本語情報

(1-1) 参考情報を探す(インターネット情報)

■ 「障害者 雇用 義務 韓国」などでインターネット検索。

① 「障害者の雇用促進のための制度改革」独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイト, 2012.9

(http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_9/korea_01.html)

- 韓国では、「障害者の雇用促進および職業再活法」により障害者の義務雇用制度を定めている。所管は雇用労働部。
- 法定雇用率は現在、国および地方自治体、公共機関で3%、民間企業で2.5%
- 常時100人以上の労働者を雇用する事業所が法定雇用率を達成できない場合、…障害者雇用負担金として納付しなければならない。

3. 1. 日本語情報

(1-1) 参考情報を探す(インターネット情報)

② 崔栄繁「韓国の障害者雇用制度」小林昌之編『開発途上国の障害者雇用—雇用法制と就労実態』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2011

(http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2010/pdf/2010_422_01.pdf)

- 「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」を解説(pp.11-15)。第27条が義務雇用制度、第33条が障害者雇用負担金関係規定。
- 「2007年には政府部門の法定雇用率が3.0%に引き上げられ・・・また、民間部門も2014年までに2.7%まで引き上げられる」(p.13)

3. 1. 日本語情報

(1-1) 参考情報を探す(インターネット情報)

③「韓国民間企業の障害者義務雇用率 2.7%から3.1%に引上げ」もつと！コリア, 2014.8.14

(http://mottokorea.com/mottoKoreaW/mKoreaNow_list.do?bbsBasketType=R&seq=8361)

- 「民間企業の障害者義務雇用率が2.7%から2019年までに3.1%へと段階的に上昇する。中央政府と自治団体、公共機関の義務雇用率も3%から3.4%に上方修正される。雇用労働部は14日このような内容を含む「障害者雇用促進及び職業再活法と施行令改正案」を立法予告したと明らかにした。」
- 末尾に「毎日経済_ト・ドン Chol 記者 | 入力 2014-08-14」とあり。

3. 1. 日本語情報

(1-1) 参考情報を探す(インターネット情報)

④「障害者雇用促進及び職業リハビリ(再活)法」独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイト, 2015.

(http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/korea/hourei/pdf/L099.pdf)

- 「障害者の雇用促進および職業再活法」でインターネット検索するとヒット。
- 同機構による日本語訳(試訳)を掲載(施行日は2015年5月18日)。
- 下位法令、告示の全訳はない。

3. 1. 日本語情報

(1-2) 参考情報を探す(図書館資料)

- NDL-OPACやCiNii Articles(国内の論文検索DB)
(<http://ci.nii.ac.jp/>)で文献を探す
- ✓ インターネットのような気軽さはないが、参考になりそうな情報もある
 - 権偕珍, 小原愛子, 韓昌完 他「QOLの観点に基づいた韓国の障害者雇用促進制度設計に関する研究: WHOQOLを用いた障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法の分析と考察」『Asian journal of human services』6号, 2014.4, pp. 72-80
 - 金紋廷, 韓昌完, 佐々木伯朗「韓国における障害者法定雇用率の算定方式に関する考察」『Asian journal of human services』5号, 2013.10, pp. 54-63

3. 1. 日本語情報

- 日本語の情報源から得られた情報
 - ✓ 根拠法令：「障害者の雇用促進および職業再活法」
「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」
「障害者雇用促進及び職業再活法と施行令改正案」
 - ✓ 所管部署：雇用労働部
 - ✓ 義務雇用率：国等の公共部門で3%、民間企業で2.5%（2012年9月時点）
2014年以降、引き上げられている？
 - ✓ 課せられる内容：「障害者雇用負担金」の納付

3. 1. 日本語情報

(2) 関連法規・機関を探す

- リサーチ・ナビ「AsiaLinks」
(<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/asialinks.php>)
- ✓ 「雇用労働部」へのリンクはないか？
- ✓ 法令を検索できる情報源はないか？

トップ>アジア諸国の情報をさがす>AsiaLinks>AsiaLinks -アジア関係リンク集-

アジア情報室の利用案内 | 所蔵資料の概要 | アジア情報の調べ方案内 | **AsiaLinks** | アジア情報機関ダイレクトリー | 刊行物 | アジア情報室の活動

AsiaLinks -アジア関係リンク集-

更新日: 2015年5月29日

機関から探す	国・地域から探す	テーマから探す
政府機関など	アジア全般	書誌・所蔵 出版情報 雑誌記事・論文 学位論文 新聞記事 法律 政府刊行物 ビジネス・企業情報 統計 人物 民族・歴史・宗教 地名・地図 規格・特許 科学技術一般 芸術・文学 言語・辞書 写真 観光
国際機関 立法機関 行政機関 司法 政党 大使館 地方自治体	東アジア 韓国 北朝鮮 中国 香港・マカオ 台湾 モンゴル	
文化施設 図書館 博物館・美術館	東南アジア フィリピン インドネシア 東ティモール マレーシア シンガポール ブルネイ ベトナム	
学術機関・団体 大学 研究機関 学会 各種機関・団体	南アジア パキスタン インド バングラデシュ スリランカ アフガニスタン ネパール モルディブ ブータン	
	中央アジア ジョージア(グルジア) アルメニア アゼルバイジャン	
	中東・北アフリカ トルコ キプロス イスラエル イラン エジプト シリア レバノン ヨルダン イラク サウジアラビア クウェート イエメン オマーン バーレーン カタール	

3. 1. 日本語情報

(2) 関連法規・機関を探す

■ AsiaLinks > 韓国 > 行政機関

<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/link-kor02.php#02>

⇒「**고용노동부**【雇用労働部】」
へのリンクがある

※このままリンク先にアクセスして情報を得る
※今後の情報検索キーワードとして活用

大韓民国(韓国) : 行政機関

更新日 : 2016年2月20日

Republic of Korea (South Korea) : Administrative Agencies [Area Index](#)

[行政機関 / Administrative Agencies](#) [Index](#)

政府サーチエンジン・ポータルサイト / Search Engines & Portal Sites on Government D

- ▶ [대한민국정부](#)【大韓民国政府】 / [Korea.net](#) [🔗](#) (朝・英)
行政自治部が運営。
- ▶ [환경부](#)【環境部】 / [Ministry of Environment](#) [🔗](#) (朝・英)
- ▶ [기상청](#)【気象庁】 / [Korea Meteorological Administration](#) [🔗](#) (朝・日・英・中)
- ▶ [고용노동부](#)【雇用労働部】 / [Ministry of Employment and Labor](#) [🔗](#) (朝・英)

3. 1. 日本語情報

(2) 関連法規・機関を探す

■ AsiaLinks > 韓国 > 法律

<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/law-kor.php>

⇒法令を検索できるウェブサイトを紹介
英文法令検索サイトもあり

※法令の朝鮮語名を調べてから検索する

法律：大韓民国(韓国)・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)

更新日：2016年8月17日

Legal Information : South Korea & North Korea [Index](#)

法令、判例の検索ができるサイトを以下に紹介します。

韓国 / South Korea

立法府、行政府、司法府がそれぞれ法律系のデータベースを提供しています。いずれも法令・判例等の検索が可能です。

- ▶ [법률지식정보시스템【法律知識情報システム】](#) [\(朝\)](#)
大韓民国国会が運営。現行法令の検索が可能。議案情報、会議録等、国会関係情報源へのリンクも提供。
- ▶ [국가법령정보센터【国家法令情報センター】 / The Comprehensive Legal Information Service System](#) [\(朝\)](#)
法制処が運営。現行法令、沿革法令、判例、行政規則等の検索、閲覧や近代法令の閲覧が可能。自治法規(条例)も検索できる。
- ▶ [종합법률정보【総合法律情報】](#) [\(朝\)](#)
大韓民国法院(裁判所)が運営。判例、法令、文献情報、規則・例規・先例情報検索。
- ▶ [헌법재판소【憲法裁判所】 / Constitutional Court of the Republic of Korea](#) [\(朝\)](#)
憲法裁判情報 > [판례【判例】](#) [\(朝\)](#) から、憲法裁判所における判例等が検索可能。

また、以下の国家機関・政府系機関ウェブサイトで、一部法令の英訳を閲覧できます。

- ▶ [National Law Information Center](#) [\(英\)](#)
国家法令情報センターの英語版ページ。

ステップ1
日本語

- 参考情報を探す(インターネット情報、図書館資料)
- 関連法規・機関を探す

ステップ2
朝鮮語

- 検索キーワードを朝鮮語に翻訳する
- 雇用労働部のウェブサイトを見る
- 根拠法令の条文を確認する

まとめ

- 解答・まとめ

3. 2. 朝鮮語情報

(1) 検索キーワードを朝鮮語に翻訳する

- 翻訳サイト等を利用して、日本語で得られたキーワードを朝鮮語に翻訳する

- 「障害者 雇用 義務」の翻訳例

→「**장애인 고용 의무**」(Yahoo!翻訳)

3. 2. 朝鮮語情報

(2) 雇用労働部のウェブサイトを見る

- 雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) の
トップページ上部検索窓で
「장애인 고용 의무」を検索

→600件以上ヒット

- 「障害者雇用奨励金」
「障害者の義務雇用状況」
などの関連資料があるが、
義務雇用率の解説資料ではない

障害者雇用義務の検索結果は、全618件です。 精度の順 日付順

ポリシー庭 (8件)

障害者 雇用奨励金
障害者 雇用奨励金の対象者ごとのポリシー青年女性中高年 障害者、外国人の分野別政策就労支援雇用創出、雇用のセーフティネット職業能力開発労働条件の改善、安心職場労使関係 障害者 雇用奨励金事業目的 障害者 の義務雇用率2.7%（公共機関及び地方公企業3%）を超えるして障害者を雇用する事業主に雇用奨励金を支給して障害者の労働者の職業生活の安定と...
ポリシー広場>対象者固有のポリシー>障害者

障害者雇用施設の設置費用の融資
障害者雇用施設の設置費用の融資対象者固有のポリシー青年女性中高年 障害者、外国人の分野別政策就労支援雇用創出、雇用のセーフティネット職業能力開発労働条件の改善、安心職場... 出金利率4%の二次保全、5年償還条件（1年据え置き4年均等分割返済）に融資* 「雇用義務 障害者の25%を重症障害者に雇用（最低1人以上）住宅ローンの用途の作業施設、...
ポリシー広場>対象者固有のポリシー>障害者

雇用形態公示制度
雇用形態公示制度対象者固有のポリシー青年女性中高年 障害者、外国人の分野別政策就労支援雇用創出、雇用のセーフティネット職業能力開発労働条件の改善、安心職場労使関係と...を通じて事業主の雇用構造の改善を誘導※公共機関は経営情報公開システム（アルリオ）を介して、雇用の現状公示事業内容公示義務対象：常時300人以上の労働者を雇用した事業主...
ポリシー広場>分野別政策>雇用創出

ポリシー庭見る +

情報公開 (335件)

2010年障害者 の義務雇用状況 [2014.02.28]
2010年障害者 の義務雇用の現状を付けるように公開します。
添付資料：2010年障害者の義務雇用の現状.hwp
情報公開 > 事前情報公表のリスト

2011年障害者 の義務雇用状況 [2014.02.28]

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

- AsiaLinks > 韓国 > 法律 > 「국가법령정보센터【国家法令情報センター】」
(<http://www.law.go.kr/main.html>)

→ 「**장애인 고용** (障害者 雇用)」で検索、3件ヒット

(1) 「장애인고용촉진 및 직업재활법」(2016年2月3日公布)
(障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法)【法律】

(2) 「장애인고용촉진 및 직업재활법 시행령」(2016年8月11日公布)
(障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法施行令)【大統領令】

(3) 「장애인고용촉진 및 직업재활법 시행규칙」(2016年1月12日公布)
(障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法施行規則)【雇用労働部令】

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

법령·자치법규(법령명)	법령·자치법규(본문내용)	법령·자치법규(조문제목)	현행법령	자치법규	행정규칙	판례	헌재결정례	법령해석례
> 법령 총3건(1/1)								
번호	법령명	공포일자	법령종류	공포번호				
1	장애인고용 촉진 및 직업재활법	2016.2.3.	법률	제13978호				
2	장애인고용 촉진 및 직업재활법 시행령	2016.8.11.	대통령령	제27445호				
3	장애인고용 촉진 및 직업재활법 시행규칙	2016.1.12.	고용노동부령	제146호				

法令·自治法規(法令名)	法令·自治法規(本文の内容)	法令·自治法規(条文タイトル)	現行法令	自治法規	、行政規則	の判例	憲法裁判所 ^가 의 결정례	法令解釋例
> 法令 総3件(1/1)								
番号	法令名	恐怖日付	法令種類	恐怖番号				
1	障害者の雇用 促進及び職業リハビリテーション法	2016.2.3.	法律	第13978号				
2	障害者の雇用 促進及び職業リハビリテーション法施行令	2016.8.11.	大統領令	第27445号				
3	障害者の雇用 促進及び職業リハビリテーション法施行規則	2016.1.12.	雇用労働部令	第146号				

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

Q.以下の事項について、2016年11月現在の情報を調べてください。

1. 韓国の障害者義務雇用率

- 日本語情報②崔栄繁「韓国の障害者雇用制度」(スライド36)によると、法第27条に義務雇用制度(法定雇用率)の規定がある
- 日本語情報③「韓国民間企業の障害者義務雇用率 2.7%から3.1%に引上げ」(スライド37)によると、官民で雇用率が異なる

3. 2. 朝鮮語情報

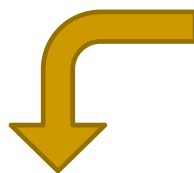
(3) 根拠法令の条文を確認する

- 「장애인고용촉진 및 직업재활법」
(障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法)
- ✓ 第27条(国と地方自治団体の障害者雇用義務)① 国と地方自治団体の長は、障害者を所属公務員の定員の100分の3以上雇用しなければならない。<改正2007.12.27>
- ✓ 第28条(事業主の障害者雇用義務)① 常時50名以上の勤労者を雇用する事業主・・・は、その勤労者の総数・・・の100分の5の範囲で、大統領令で定める比率(以下「義務雇用率」という)以上に該当(その数において、小数点以下は切り捨て)する障害者を雇用しなければならない。<改正2010.6.4>

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

- 三段比較で下位法令の対応箇所を確認する



본문 | 제정·개정이유 | 연혁 | **3단비교** | 신규법비교 | 법령체계도 | 법령주소복사 | 법령용어 | 화면내검색 | 새로이
이윈
도우

3段比較

障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法 (略称: 障害者雇用法)
[实施2016.8.4.] [法律第13978号、2016.2.3.、打法改正] [최종공포내용](#)
雇用労働部 (障害者雇用と)、044-202-7482

第1章 総則

3段の比較	法の単位の比較	도움말	障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法、施行令 (障害者雇用促進及び職業...)、施行規
障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法 기준 【法律第13978号、2016.2.3.、打法改正】	障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法施行令 기준 【大統領令第27445号、2016.8.11.、打法改正】	障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法施行規則 기준 【雇用労働部令第146号、2016.1.12.、一部改正】	
第28条 (事業者の障害者雇用義務) ①常時50人以上の労働者を雇用する事業主 (建設業での労働者の数を確認することが困難場合には、工事実績額が雇用労働部長官	第24条 (工事実績額の算定等) ①法第28条第1項の規定による建設業の工事実績額は合計工事実績額で「建設産業基本法」やその他の関係法令に基づいて適法に下請け		
(中略)			
행정규칙	第25条 (事業主の義務雇用率) 法第28条第1項の規定による障害者雇用義務がある事業主の障害者常時労働者の		

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

- 「장애인가용촉진 및 직업재활법 시행령」【大統領令】
(障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法施行令)
- ✓ 第25条(事業主の義務雇用率) **法第28条第1項による** 障害者雇用義務がある事業主の障害者常時勤労者義務雇用率は、次の各号のとおりである。…<改正 2009.12.31, 2014.12.3>
 - 1. 2015年1月1日から2016年12月31日まで: 1000分の27**
 2. 2017年1月1日から2018年12月31日まで: 1000分の29
 3. 2019年以降: 1000分の31

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

Q.以下の事項について、2016年11月現在の情報を調べてください。

2. 障害者義務雇用率を達成できなかった場合に課せられる内容

- 日本語情報①「障害者の雇用促進のための制度改革」(スライド35)によると、「障害者雇用負担金」の納付が必要。
- 日本語情報②崔栄繁「韓国の障害者雇用制度」(スライド36)によると、法第33条が関連規定。

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

- 「장애인고용촉진 및 직업재활법」
(障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法)
- ✓ 第33条(障害者雇用負担金の納付等)①義務雇用率に満たない障害者を雇用する事業主(常時50名以上100名未満の勤労者を雇用する事業主は除外する)は、大統領令で定めるところによって、毎年雇用労働部長官に障害者雇用負担金・・・を納付しなければならない。<改正2010年6月4日>
- ✓ ②負担金は、事業主が義務雇用率によって雇用しなければならない障害者総数から毎年常時雇用している障害者の数を除いて、第3項による負担基礎額を乗じた金額の年間合計額とする。<改正2009年10月9日>

3. 2. 朝鮮語情報

(3) 根拠法令の条文を確認する

- ✓ ③負担基礎額は、障害者を雇用する場合に、毎月かかる次の各号の費用の平均額を基礎として、雇用政策審議会の審議を経て「最低賃金法」によって月単位で換算した最低賃金額の100分の60以上の範囲で雇用労働部長官が定めて告示する（後略）＜改正2009年10月9日、2010年6月4日、2011年3月9日＞

→常時100名以上の勤労者を雇用する事業主に対して、
((義務雇用障害者数) - (常時雇用している障害者数)) × (負担基礎額)
× 12月 で計算される「障害者雇用負担金」が課される

ステップ1
日本語

- 参考情報を探す(インターネット情報・図書館資料)
- 機関・関連法規を探す

ステップ2
朝鮮語

- 検索キーワードを朝鮮語に翻訳する
- 雇用労働部のウェブサイトを見る
- 根拠法令の条文を確認する

まとめ

- 解答・まとめ

3. 3. 解答・まとめ

Q.以下の事項について、2016年11月現在の情報を調べてください。

1. 韓国の障害者義務雇用率

根拠規定： 障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法第27条第1項、第28条第1項、施行令第25条第1号

- 国と地方自治体は100分の3以上
- 民間事業主は1000分の27以上
(ただし、常時50名以上の勤労者を雇用する事業主に限る)

3. 3. 解答・まとめ

2. 障害者義務雇用率を達成できなかった場合に課せられる内容

根拠規定： 障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法第33条

- 常時100名以上の勤労者を雇用する事業主に対して、
((義務雇用障害者数) - (常時雇用している障害者数)) × (負担基礎額) × 12月 で計算される「障害者雇用負担金」が課される
- 国、地方自治体と、
常時50名以上100名未満の勤労者を雇用する事業主は対象外

3. 3. 解答・まとめ

- まずは日本語で参考情報を収集し、概要を把握する
- 根拠法令の原文を確認する(翻訳機能も活用)
その際、関連する下位法令、行政規則も参照する
- 情報源の信ぴょう性、作成日時(法令の場合は最終改正日)に留意する

3. 3. 解答・まとめ

(参考)「통합입법예고센터(統合立法予告センター)」

(<http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/ogLmPp/main>)で、立法予告を統合検索できる

「『장애인고용촉진 및 직업재활법 일부개정법률(안)』 입법 예고
(『障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法一部改正法律(案)』
立法予告)」2016.5.23. (<http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/ogLmPp/32878>)

- ✓ 国、地方自治体の義務雇用率を100分の3から1000分の34に引上げ
- ✓ 国、地方自治体にも、障害者雇用負担金を課す
- ✓ 2017年1月1日の施行を目指す

(参考)応用問題

Q.常用勤労者総数500名のうち
障害者が5名の事業主に課される
「障害者雇用負担金」の金額

- $((1)(義務雇用障害者数) - (2)(常時雇用している障害者数))$
× $(3)(負担基礎額) \times 12$ 月

(参考)応用問題

(1) 義務雇用障害者数

✓ 義務雇用率は「1000分の27」(施行令第25条)

✓ 小数点以下は切り捨て(法第28条第1項)

$$= 500 \times 27/1000 = 13.5 \rightarrow \underline{13名}$$

(2) 常時雇用している障害者数 → 5名

(3) 負担基礎額

✓ 「雇用労働部長官が定めて告示する」(法第33条第3項)

(参考) 応用問題

(1) 告示を検索する(国家法令情報センター)

- 「国家法令情報センター」では、告示も検索できる。
- 検索条件を「행정규칙(行政規則)」に設定し、「장애인 고용」を検索。

The screenshot shows the homepage of the National Legislation Information Center (국가법령정보센터). The top navigation bar includes categories: 법령 (Legislation), 행정규칙 (Administrative Rules), 자치법규 (Local Regulations), 판례·해석례등 (Cases and Interpretations), 별표·서식 (Annexes and Forms), and 학칙·규정 (School Rules and Regulations). The main heading reads "법제처는 우리나라 모든 법령 및 자치법규를 제공합니다." (The Ministry of Legislation provides all laws and local regulations of Korea). Below this, a search bar is visible with the text "법령/자치법규" and "장애인 고용" (Employment of Disabled Persons). A dropdown menu is open, listing search options: 통합검색 (Integrated Search), 법령/자치법 (Laws/Local Regulations), 현행법령 (Current Laws), 역사법령 (Historical Laws), 英語법령 (English Laws), 行政規則 (Administrative Rules - highlighted with a red box), and 自治法規 (Local Regulations). To the right of the dropdown, there is a search button labeled "검색" (Search) and a "관보" (Official Gazette) dropdown menu.

(参考) 応用問題

(1) 告示を検索する(国家法令情報センター)

- 「장애인 고용 부담기초액(障害者雇用負担基礎額)」(雇用労働部告示第2015-86号)など6件ヒット。

법령	행정규칙	자치법규	판례·해석례등	별표·서식	학칙·규정	법령기타	
<input checked="" type="radio"/> 현행행정규칙 <input type="radio"/> 실효행정규칙 <input type="radio"/> 폐지행정규칙 <input type="radio"/> 연혁행정규칙 <input type="radio"/> 대통령훈령/국무총리훈령 <input type="radio"/> 주제별 행정규칙 <input type="radio"/> 최신 행정규칙 행정규칙안내 상세검색 분류검색							
규칙명 규칙본문 조문내용 조문제목 부칙 조회이력 어려운용어신고 새창(목록)							
> 총6건							
번호	행정규칙명	행정규칙종류	발령번호	발령일자	시행일자	제정·개정구분	기관명
1	건설업에서 근로자 수 확인이 곤란한 장애인 고용 의무 사업주의 공사실적액	고용노동부고시	제2015-111호	2015.12.31.	2016.1.1.	일부개정	고용노동부
2	연계 고용 에 따른 부담금 감면기준	고용노동부고시	제2015-88호	2015.12.11.	2016.1.1.	일부개정	고용노동부
3	장애인 고용 부담기초액	고용노동부고시	제2015-86호	2015.12.9.	2015.12.9.	제정	고용노동부
4	장애인고용 장려금 지급기준	고용노동부고시	제2015-87호	2015.12.11.	2016.1.1.	일부개정	고용노동부
5	통계작성의 변경승인 고시(기업체 장애인고용 실태조사)	통계청고시	제2016-109호	2016.5.16.	2016.5.16.	일부개정	통계청
6	통계작성의 변경승인 고시(장애인고용 패널조사)	통계청고시	제2016-99호	2016.5.16.	2016.5.16.	일부개정	통계청

(参考) 応用問題

(2) 告示の本文を確認する

- 告示の本文がhtml形式で閲覧できる。

義務雇用人数に対する 障害者勤労者比率	負担基礎額
3/4以上 (75%以上)	757,000ウォン
1/2以上3/4未満 (50%以上75%未満)	832,700ウォン
1/4以上1/2未満 (25%以上50%未満)	908,400ウォン
1/4未満 (25%未満)	984,100ウォン
1名も雇用していない場合	1,260,270ウォン

* 比率の小数点以下は切り捨て。

* 本負担基礎額の適用期間: 2016年1月1日 ~ 12月31日

장애인 고용 부담기초액
[시행 2015.12.9.] [고용노동부고시 제2015-86호, 2015.12.9., 제정]
 고용노동부(장애인고용과), 044-202-7487

1. 장애인 고용부담금 산정기준

- 월 부담금 = 해당 월 의무고용 미달인원 × 장애인 고용률에 따른 부담기초액
- 부담금 납부총액 = 매월 부담금의 연간 합계액

2. 부담기초액

- 부담기초액 : 757,000원
- 장애인 의무고용인원 대비 고용하고 있는 장애인 근로자 비율이 3/4이상인 경우에 적용한다.
- 장애인 고용률에 따라 가산한 부담기초액

장애인 의무고용인원 대비 고용하고 있는 장애인 근로자 비율			
1/2이상 3/4미만	1/4이상 1/2미만	1/4미만	장애인을 한명도 고용하지 않은 경우
832,700원	908,400원	984,100원	1,260,270원

※ 비율에 따른 인원에 소수점이 있는 경우 소수점 이하의 인원은 버림

3. 부담기초액 적용기간 : 2016. 1. 1. ~ 2016. 12. 31.

(参考)応用問題

(2) 告示の本文を確認する

- 障害者勤労者比率 = $5 / 13 \div 38.46\% \rightarrow 38\%$
 - 負担基礎額は「1/4以上1/2未満(25%以上50%未満)を適用
- = (3) 908,400ウォン

(参考)応用問題

(3) 解答

- $((1)(\text{義務雇用障害者数}) - (2)(\text{常時雇用している障害者数})) \times (3)(\text{負担基礎額}) \times 12\text{月}$
- $((1) 13 - (2) 5) \times (3) 908,400\text{ウォン} \times 12\text{月}$
 $= \underline{87,206,400\text{ウォン}} (\text{約}800\text{万円})$